

府子本 647号
医政地発 1004第1号
雇児保発 1004第1号
障企発 1004第1号
老高発 1004第1号
老振発 1004第1号
国都計第 96号
平成 28年 10月 4日

各 都道府県 衛生主管部局長 殿
各 都道府県、指定都市、中核市 介護保険主管部(局)長 殿
各 都道府県、指定都市、中核市 障害保健福祉主管部局長 殿
各 都道府県 子育て支援主管部局長 殿
各 都道府県、指定都市 都市計画主管部局長 殿

内閣府 子ども・子育て本部 子ども・子育て支援担当参事官
厚生労働省 医政局 地域医療計画課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課長
厚生労働省 老健局 高齢者支援課長
厚生労働省 老健局 振興課長
国土交通省 都市局 都市計画課長
(公印省略)

地域包括ケア及び子育て施策との連携によるコンパクトなまちづくりの推進について

コンパクトシティの形成については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26年 12月 27日閣議決定)に基づき設置した関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」において、地域づくりの現場における関係施策間の連携を支援する取組を進めているところであり、平成 27年 9月 30日付けで国都計第 92号等による「コンパクトシティと関係施策の連携の推進について」(別紙参照)を発出したところです。中でも、コンパクトシティの形成と地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策との連携の推進については、その重要性に鑑み、同チームの下に「医療・福祉・子育てワーキンググループ」を設置し、重点的な検討を行っているところです。

コンパクトシティの形成と地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進は、相

互に影響し合う点が多くあります。

地域包括ケアシステムとして、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができる仕組みを構築するためには、医療や介護だけでなく、住まい、生活支援・介護予防など、高齢者の生活全般にわたる各種支援サービスの提供体制を総合的に考えていくことが必要です。また、これらのサービスが包括的に提供されるためには、関連施設の立地、高齢者の居住地や外出機会、地域コミュニティの状況等の観点を考慮することも重要です。そのため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村においては、都市の将来像を明確にし、将来の高齢者の居住地や地域公共交通ネットワークの状況を考慮するなど、時間軸を意識して、コンパクトシティの形成を地域包括ケアシステムの構築と一体的に検討することが必要です。

また、子育て支援施策の推進において、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整備するため、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力することが求められています。また、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するためには、都市の将来像を考慮して、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置や、子育て世帯の誘導など、コンパクトシティの形成に関わる内容を子育て支援策と一体的に検討することが必要です。

このため、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティの形成、地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進に当たり、市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局が連携を図る際に、留意すべき点を下記のとおり取りまとめました。

都道府県部局におかれましては、貴管内市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局に周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。また、市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局からコンパクトシティの形成の検討に関する助言や関係する会議への参加の求めがあった場合には、市町村において円滑な連携が行われるようご協力をお願いします。

記

1. 地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成の連携における留意点

(1) 医療・介護サービス(障害福祉サービス等を含む。以下同じ。)の提供にあたっては、

高齢者がサービスを利用しつつ可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の視点に立ったサービス提供に努めることが重要です。コンパクトシティ施策に取り組む市町村は、高齢者の居住地、地域公共交通ネットワーク等や、医療・介護サービスの提供体制について、将来の都市像を考慮し、適切な検討をお願いします。

(2) 子育て支援に関する施設については、妊娠期から子育て期を通じ世帯の実情にあったきめ細かいサービスを提供することが必要です。そのため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村がこれらの施設を整備するに当たっては、将来の都市像を考慮し、子育て世帯の居住地、勤務地、医療機関等の関連施設、地域公共交通ネットワークの状況等に応じ、適切な検討をお願いします。

2. 多世代交流を促進する取組とコンパクトシティ施策の連携について

地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進及びコンパクトシティの形成のいずれも共通して、地域コミュニティの役割が重要となります。そして、人口減少の中で地域コミュニティを維持するためには多世代交流の観点が必要不可欠です。

地域における多世代交流の観点からは、例えば、高齢者福祉、障害者福祉又は児童福祉サービスを提供する施設や事業所同士が近接することによりそれぞれの利用者が多世代交流の効用を享受できる環境を構築することも考えられます。このため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村が多世代交流の促進を図るに際しては、高齢者福祉、障害者福祉又は児童福祉サービスを提供する施設や事業所のうち必要なものについて、各施設相互の近接性も総合的に考慮して立地の検討を行うことが望まれます。また、これら施設等が立地する地域にアクセス可能な地域公共交通ネットワークを適切に確保することや、地域内において円滑に移動できるよう歩行空間等を確保することについての検討をお願いします。多世代交流に取り組む介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局におかれては、必要に応じ都市計画主管部局と適切な連携を図るようお願いします。

3. 地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進及びコンパクトシティの形成に関する会議の活用について

(1) 地域包括ケア及び子育て支援に係る会議の活用

各市町村においては地域の創意工夫を活かした地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な調整の場が設置されているところです。また子育て支援分野では、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条の規定に基づき設置される児童福祉審議会等があります。

市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局及び子育て支援主管部局におかれては、必要に応じて前記1に関する協議のため、これらの会議に都市計画主管部局の出

席を求めるなどの対応も考えられます。

(2) 市町村都市再生協議会の活用

都市再生特別措置法第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村都市再生協議会及びその他市町村が行う立地適正化計画及びその実施に関する協議に際し、地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成との一体的推進について協議する必要があると認められるときは、介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局及び子育て支援主管部局の出席を求めるなど適切な対応をお願いします。

閣副 962 号 / 復本第 1368 号 / 総財務第 170 号
総行市第 168 号 / 財理第 4036 号 / 金監第 3099 号
27 文科政 第 90 号 / 医政地発 0930 第 3 号
雇児保発 0930 第 1 号 / 老高発 0930 第 1 号
国総計第 48 号 / 国住政第 57 号 / 国都計第 92 号

平成 27 年 9 月 30 日

各都道府県 }
各指定都市 } 地方創生担当部長 殿

コンパクトシティ形成支援チーム

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
復興庁統括官付参事官

総務省自治行政局市町村課長

総務省自治財政局財務調査課長

財務省理財局国有財産企画課長

金融庁監督局総務課長

文部科学省大臣官房政策課長

厚生労働省医政局地域医療計画課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

農林水産省農村振興局

農村政策部都市農村交流課都市農業室長

経済産業省商務情報政策局

商務流通保安グループ中心市街地活性化室長

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長

国土交通省住宅局住宅政策課長

国土交通省都市局都市計画課長

(公 印 省 略)

コンパクトシティと関係施策の連携の推進について

我が国では、今後急速な人口減少が見込まれ、地方都市では拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念される一方、三大都市圏の大都市では高齢者数の急増によって医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されています。

こうした中で、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進す

るためには、都市全体の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導するコンパクトシティの形成とこれと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要です。

こうした取組を制度的に推進するため、昨年、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度及び地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画制度が創設されたところであり、現在多くの市町村においてコンパクトシティの形成等に向けた検討が進められています。

コンパクトシティの形成に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、公共交通ネットワークの再構築をはじめ、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等の関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があります。このため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、本年3月に関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、省庁横断的な支援体制を構築しました。同チームでは、立地適正化計画の作成に関する相談会の開催等を通じて市町村の課題・要望等を把握し、コンパクトシティの形成に向けた取組において関係施策との連携を推進するための方策について検討を進めてきたところであり、先般、市町村が関係施策との連携を図る際に活用可能な国の支援メニュー等をまとめた「コンパクトシティの形成に関する支援施策集」（別紙）をとりまとめたほか、支援施策のさらなる充実に向けた検討を進めています。

コンパクトシティの形成に向けた取組をされる地方公共団体におかれましては、上記趣旨をご理解の上、立地適正化計画の作成などコンパクトシティの形成に向けた取組が、公共交通、中心市街地活性化、医療・福祉、子育て、公共施設再編、都市農地、住宅、学校、防災等のまちづくりに関わる様々な関係施策との連携の下で総合的に実施されるよう、庁内関係部局間の緊密な連携について特段のご配慮をお願い致します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、市区町村内の関係部局に趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

（参考）

立地適正化計画制度（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000016.html